

# 労働保険料を正しく申告納付するために (令和5年度確定用)

～労働保険制度の適正な運営のため、  
正しく申告納付していただくようお願いいたします～

★『労働保険料等算定基礎賃金等の報告』の記入にあたっての留意事項★

**労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は**、4月1日から翌年3月31日までの1年間にすべての労働者に支払う見込みの賃金総額に一定の保険率を乗じて算出した金額をあらかじめ当年度の初めに納付し、翌年度の初めに実際に支払った賃金総額により確定精算をします。（労働者とは、臨時、パート、アルバイト、日雇いなども含まれます。ただし、雇用保険については、被保険者に該当しない者は除かれます。）

特に、本来含めるべき**労働者の算入漏れ**や**賞与・通勤手当の算入漏れ**、有期事業では**元請工事**や**追加工事の算入漏れ**が多数見受けられますので、記入にあたっては次頁以降の①～⑤をご覧ください。再度ご確認の上、お間違いのないようにご記入ください。

※ ご不明な点は、委託先の「労働保険事務組合」へおたずねください。

## 令和6年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者	①労働者負担	②事業主負担	①+②雇用保険料率
一般の事業		6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・酒税製造の事業		7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000



東京労働局 労働保険徴収部

適用・事務組合課 事務組合室

東京労働局ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/home.html>

## ① 労働者

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者をいいます。下表の「区分」に該当する者については、労災保険と雇用保険では取扱いが異なりますので、ご注意ください。

区分	労 災 保 険	雇 用 保 険
基本的な考え方	常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対象として賃金を受けるすべての労働者が対象です。	常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず ① 1週間の所定労働時間が20時間以上 ② 31日以上雇用見込みがある場合は原則として被保険者となります。
法人の取締役 監査役	原則として対象となりません。 〔ただし、次の条件を満たす者は労働者として取り扱います。〕 ○業務執行権を有する事業主等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者	原則として被保険者となりません。 〔ただし、 <u>次の条件を満たす者は被保険者となります。※</u> 〕 ○部長、支店長など従業員の身分があり、服務態様、賃金等の面からみても労働者と確認できる者
同居の親族	原則として対象となりません。 〔ただし、次の条件を満たす者は労働者として取り扱います。〕 ①事業主の指揮命令に従っていることが書類で確認できること (例：賃金台帳、出勤簿など) ②他の労働者と同様に扱われていること(賃金体系、勤怠管理など)	原則として被保険者となりません。 〔ただし、 <u>労災保険と同様の条件を満たす場合は被保険者となる可能性があります。※</u> 〕
高年齢労働者	すべて労働者となります。	平成29年1月1日より65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となりました。詳細は厚生労働省ホームページにて「適用拡大」とサイト内検索し、『【重要】雇用保険の適用拡大等について』を参照してください。
派遣労働者	すべて労働者となります。	登録型派遣労働者は、同一の派遣元において、1週間の所定労働時間が20時間以上で31日以上継続雇用する見込みがある場合は被保険者となります。

※ 法人の取締役、監査役及び同居の親族については、ハローワークに「**兼務役員雇用実態証明書**」、「**同居の親族雇用実態証明書**」が提出され、資格取得要件が満たされていると確認された場合、被保険者となります。

※ 出向労働者の取扱いは「⑤出向労働者」をご覧ください。

## ② 賃金総額

労働保険における賃金総額とは、事業主がその事業に使用する労働者に対して賃金、手当、賞与、その他名称の如何を問わず労働の対償として支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。（一般的には、就業規則、労働契約などにより、その支払いが事業主に義務づけられているものです）。

また、保険料算定期間中（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に支払いが確定した賃金は、期間中に支払われなくとも算入されます。

賃金とするもの		賃金としないもの	
基本賃金	時間給・日給・月給を問わず、正社員・臨時労働者・日雇労働者・パートタイマー・アルバイトに支払う賃金	役員報酬	取締役等に対して支払う報酬
賞与	夏季・年末などに支払うボーナス	結婚祝金	就業規則・労働協約等の定めの有無を問わない
通勤手当	非課税分を含む	死亡弔慰金	
定期券・回数券	通勤のために支給する現物給与	災害見舞金	
超過勤務手当	通常の勤務時間以外の労働に対して支払う残業手当等	勤続褒賞金	
深夜手当等	労働者本人以外の者について支払う手当	退職金等	
扶養手当・子供手当・家族手当	労働者本人以外の者について支払う手当	出張旅費	実費弁償と考えられるもの
技能手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当	宿泊費	
特殊作業手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当	工具手当	労働者が自己の負担で用意した用具に対して手当を支払う場合
教育手当	労働者個々の能力、資格等に対して支払う手当や、特殊な作業に就いた場合に支払う手当	寝具手当	
調整手当	配置転換・初任給等の調整手当	休業補償費	労働基準法第76条の規定に基づくもの 法定額60%を上回った差額分を含めて賃金としない
地域手当	寒冷地手当・地方手当・単身赴任手当等	傷病手当金	健康保険法第99条の規定に基づくもの
住宅手当	家賃補助のために支払う手当	解雇予告手当	労働基準法第20条に基づいて労働者を解雇する際、解雇日の30日以前に予告をしないで解雇する場合に支払う手当
奨励手当	精勤手当・皆勤手当等	財産形成貯蓄等のため事業主が負担する奨励金等	勤労者財産形成促進法に基づく勤労者の財産形成貯蓄率を援助するために事業主が一定の率又は額の奨励金を支払う場合（持株奨励金等）
物価手当	家計補助の目的で支払う手当	会社が全額負担する生命保険の掛け金	従業員を被保険者として保険会社と生命保険等厚生保険の契約をし、事業主が保険料を全額負担するもの
生活補給金		離職後支払われた場合で、在職中に支払が確定したものを含む	持家奨励金
休業手当	労働基準法第26条に基づき、事業主の責に帰すべき事由により支払う手当	住宅の貸与を受ける利益(福利厚生施設として認められるもの)	但し、住宅を貸与されない者全員に対して(住宅)均衡手当を支給している場合は、貸与の利益が賃金となる場合がある
宿直・日直手当	宿直・日直等の手当	その他	不況対策による賃金からの控除分が労使協定に基づき遡って支払われる場合の給与
雇用保険料 社会保険料等	労働者の負担分を事業主が負担する場合		

### ③ 高年齢労働者に係る雇用保険料免除の終了

高年齢労働者に係る雇用保険料免除措置は、平成31年度を持ちまして終了となりました。  
令和2年度確定分から雇用保険料の徴収対象となります。

### ④ 日雇労働被保険者を雇用した事業主

雇用保険印紙を貼付する日雇労働者を雇用した場合には、印紙保険料の他に労災保険料と雇用保険料も納付することになりますので、労災保険と雇用保険双方の「賃金総額」に算入してください。

### ⑤ 出向労働者

**労災保険**……出向労働者が出向先事業の組織に組み入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し、出向先で対象労働者として適用してください。

**雇用保険**……出向元と出向先の2つに雇用関係を有する出向労働者は、同時に2つ以上の雇用関係にある労働者に該当するので、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ被保険者となります。

## ☆東京労働局からのお願い

下記の項目に当てはまる場合は、速やかに委託先の労働保険事務組合へご連絡ください。

- 1 労働者の採用、退職等の異動があった場合
- 2 主たる事業内容が変わった場合

（1）～（8）の各月の人数を月末（給与締切日）ごとに記入してください。

各々の賃金総額には、通勤手当（非課税分）を算入しません。

平均人数に於いて小点数以下は切り捨ててください。ただし、1名未満の場合は「1名」としてください。

手書用

「賃金等の報告」記入例

※提出については、労働保険事務組合の指定した期日までに提出してください。提出前に今一度、記入内容を再確認してください。

組様式4号

労働保険料等算定基礎賃金等の報告（事業主控）

① 労働保険番号 13301900000001  
 ② 雇用保険事業所番号 1301-000000-0

③ 事業の名称 (株)労働出版 TEL 03 (XXXX) XXXX  
 〒 (100 - △△△△)  
 ④ 事業の所在地 千代田区九段南〇-〇-〇  
 ⑤ 事業主の氏名 労働 二郎 ⑥ 作成者氏名 徴収 花子

⑦ 事業の概要(具体的に記入してください)  
**出版業** 主たる事業内容が変わる場合は、事務組合へご相談ください。

⑨ 特掲事業  
 イ.該当する ロ.該当しない  
 ⑩ 令和6年度概算の延納  
 イ. 有 ロ. しない (分割納付(3回)) (一括納付(1回))

区分	⑪ 令和5年度 確定賃金総額				⑫ 令和6年度 確定賃金総額			
	労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金				雇用保険対象被保険者数及び賃金			
月別内訳	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者 業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等(裏面参照)	(3) 臨時労働者 (パートタイマー、アルバイト等)	(4) 合計 (1)+(2)+(3)	(5) 被保険者 日雇労働被保険者に支払った賃金を含む。 なお、パートタイマー、アルバイト等雇用保険の被保険者とならない者を除く(裏面参照)	(6) 役員で被保険者扱いの者 給与支払等の面からみて労働者的性格の強い者(裏面参照)	(7) 合計 (5)+(6)	
令和5年4月	8人 1,721,847円		5人 340,000円	13人 2,061,847円	8人 1,721,847円		8人 1,721,847円	
5月	8人 1,721,782円	役員等の取り扱い は①労働者のページをご覧ください。	5人 340,000円	13人 2,061,782円	8人 1,721,782円		8人 1,721,782円	
6月	8人 1,720,560円		5人 340,000円	13人 2,060,560円	8人 1,720,560円		8人 1,720,560円	
7月	8人 1,720,350円		5人 340,000円	13人 2,060,350円	8人 1,720,350円		8人 1,720,350円	
8月	7人 1,518,631円		5人 340,000円	12人 1,858,631円	7人 1,518,631円		7人 1,518,631円	
9月	7人 1,525,120円		3人 180,000円	10人 1,705,120円	7人 1,525,120円		7人 1,525,120円	
10月	7人 1,687,385円	3人 180,000円	10人 1,867,385円	7人 1,687,385円		7人 1,687,385円		
11月	8人 1,723,070円	3人 180,000円	11人 1,903,070円	8人 1,723,070円		8人 1,723,070円		
12月	8人 1,725,263円	3人 180,000円	11人 1,905,263円	8人 1,725,263円		8人 1,725,263円		
令和6年1月	7人 1,673,510円	3人 180,000円	10人 1,853,510円	7人 1,673,510円		7人 1,673,510円		
2月	7人 1,673,730円	3人 180,000円	10人 1,853,730円	7人 1,673,730円		7人 1,673,730円		
3月	8人 1,705,505円	3人 180,000円	11人 1,885,505円	8人 1,705,505円		8人 1,705,505円		
賞与等 5年6月	8人 2,645,000円	2人 50,000円	10人 2,695,000円	8人 2,645,000円		8人 2,645,000円		
5年12月	8人 2,938,000円	2人 80,000円	10人 3,018,000円	8人 2,938,000円		8人 2,938,000円		
年月								
合計	25,699,753円		3,090,000円	28,789,753円 28,789千円 41,929千円	25,699,753円		25,699千円	25,699千円

⑬ 令和5年度 確定		特別加入者氏名	⑭ 令和6年度 概算		⑮ 令和6年度 賃金総額の見込額		予備欄
承認された給付基礎日額	保険料算定基礎額		希望する給付基礎日額	保険料算定基礎額	労災保険	雇用保険	
20,000円	7,300,000円	労働 二郎	20,000円	7,300,000円	① 常時使用者数		
16,000円	5,840,000円	労働 一郎	20,000円	7,300,000円	② 雇用保険被保険者数		
		労働 京子	10,000円	3,650,000円	③ 支払賃金総額の見込額		
					④ 賞与等臨時支払賃金の見込額		
	13,140千円	合計	(i)+(j) 47,039千円	18,250千円	合計	①(㉑)+③(㉒) 前年度と同額	②(㉓)+④(㉔) 前年度と同額

雇用保険の対象になり得る労働者がいる場合は、速やかに労働保険事務組合へご連絡ください。

